

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次

ページ

告 示

○生活保護法による介護機関の指定(二六・福祉政策課)……………1

公 告

○県営土地改良事業の換地処分(秋田地域振興局農林部)……………3
○土地改良区の役員の変更及び就任の届出(仙北地域振興局農林部)……………3

告 示

秋田県告示第三十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
平成二十年一月十八日
秋田県知事 寺 田 典 城

○県営土地改良事業の換地処分(平鹿地域振興局農林部)……………4

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
しらかみ長寿の里	株式会社しらかみ長寿の里 代表取締役社長	能代市青葉町五番三十三号	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	平成十九年十一月十五日
短期入所やかた	社会福祉法人縄文の杜 理事長	山本郡三種町鹿渡字猿田牛淵二十五番地の六十一	短期入所生活介護	平成十九年十二月六日
居宅介護支援センターあかつき	有限会社東北キャリアサービス 代表取締役	湯沢市杉沢字戸石崎三百二十五番地	居宅介護支援事業	平成十九年十二月一日
訪問介護サービス太陽	株式会社大協 代表取締役	由利本荘市荒町字真城二百七十九番地一	福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売	平成十九年十月一日
老人保健施設しようわ	医療法人荘和会 理事長	由利本荘市石脇字田尻三十三番地	介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護	平成十九年十二月一日
デイサービスセンターマイ!!ともだち	社会福祉法人中央会 理事長	由利本荘市大嶽町百六十二番地一	介護予防通所介護	平成十九年十二月一日
デイサービスセンターケアステーションゆうゆう	社会福祉法人本荘久寿会 理事長	由利本荘市一番堰百四十二番地一	介護予防通所介護	平成十九年十二月二十日
シヨートステイケアステーションゆうゆう	社会福祉法人本荘久寿会 理事長	由利本荘市一番堰百四十二番地一	介護予防短期入所生活介護	平成十九年十二月二十日
指定訪問介護事業所ケアステーションゆうゆう	社会福祉法人本荘久寿会 理事長	由利本荘市一番堰百四十二番地一	介護予防訪問介護	平成十九年十二月二十日
ゆかりの森居宅介護支援センター	有限会社ゆかりの森 代表取締役	能代市能代町字中川原二十五番地八	居宅介護支援事業	平成十九年十二月十五日
シヨートステイゆかり能代	有限会社ゆかりの森 代表取締役	能代市能代町字中川原二十五番地八	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成十九年十二月十五日

秋田県告示第三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のと

おり指定介護機関から変更の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
平成二十年一月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地		変 更 事 項		サービスの種類	変 更 年 月 日
		変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後		
居宅介護支援ひまわりの里	社会福祉法人本荘久寿会 理事長	本荘市三川字小山口二十番地	居宅介護支援ひまわりの里	居宅介護支援ひまわりの里			平成十五年十月一日
居宅介護支援ゆうゆう		由利本荘市一番堰百四十二番地一	由利本荘市浜三川字小山口二十番地	居宅介護支援ゆうゆう	居宅介護支援事業		平成十九年二月一日
本荘由利広域市町村圏組合立特別養護老人ホーム広洋苑短期入所生活介護事業所	本荘由利広域市町村圏組合 管理者	由利本荘市岩城内道川字上山百三十四番地	由利本荘市岩城内道川字井戸ノ沢二十六番地一	由利本荘市岩城内道川字上山百三十四番地	介護老人福祉施設		平成十九年十月二十八日
本荘由利広域市町村圏組合立特別養護老人ホーム広洋苑短期入所生活介護事業所	本荘由利広域市町村圏組合 管理者	由利本荘市岩城内道川字上山百三十四番地	由利本荘市岩城内道川字上山百三十四番地	短期入所生活介護			平成十九年十月二十八日

秋田県告示第三十八号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和五十三年秋田県条例第三十三号）第九条第一項の規定により、次の図書を青少年に有害な図書類として指定し、平成二十年一月十八日から施行する。
平成二十年一月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

指定番号	図 書 名	発 行 所	指 定 理 由
一〇四九五	チャンプロード 2月号	笠倉出版社	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

一〇四九六	ダウンロード超上級テクニク+裏サイト1000	日本文芸社	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四九七	ドラ ドラ 2月号	コアマガジン	
一〇四九八	ビーボーイワールド 2月号	リブレ出版	
一〇四九九	愛の体験special デラックス 2月号	竹 書 房	
一〇五〇〇	微熱SUPERデラックス 2月号	セブン新社	
一〇五〇一	レイリースコミック・タブー 2月号	三和出版株式会社	
一〇五〇二	コミックアムール 2月号	サン 出版	
一〇五〇三	遊名人 1月号	アンチメディア	
一〇五〇四	AKITADENIGHT 1月号	月刊アキタでナイト編集部	

秋田県告示第三十九号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和五十三年秋田県条例第三十三号）第十条第一項の規定により、次の興行を青少年に有害な興行として指定し、平成二十年一月十八日から施行する。
平成二十年一月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

指定番号	題 名	配 給 元	指 定 理 由
一〇五〇五	ソープランドヘブン 東海版 2008年度版	ワークスジャパ	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五九七	シスターズ	アートポート	著しく青少年の性的感情を刺激
六五九八	アダルトビデオの作り方	トルネードフィルム	

六五九九	四十路の密つば きな肉体	く男好	オーピー映画	し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六六〇〇	ふたりの妹 発情白書	むしゃぶり	オーピー映画	
六六〇一	アダルトビデオができるまで	トルネードフィルム	オーピー映画	
六六〇二	兄嫁の谷間 い	敏感色つば	オーピー映画	
六六〇三	喪服妻と老人	昇天奥義	新日本映像	
六六〇四	新日本映像ニュース	新日本映像	新日本映像	

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
県 道						
			本荘岩城線	由利本荘市岩城赤平字向山一番四から富田字根本四六番一地先まで	二〇・〇〇〇〜二二〇・〇〇〇	〇・二四五
			本荘岩城線	〃	二〇・〇〇〇〜一六四・〇〇〇	〇・二四五

- 二 供用開始の期日 平成二十年一月十八日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成二十年一月十八日から同月三十一日まで

秋田県告示第四十二号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、次のとおり公開の聴聞を行うので、同法第六十九条第二項において準用する同法十六條の十五第三項の規定に基づき、告示する。

- 一 聴聞の日時 平成二十年一月二十八日 午前十時
- 二 聴聞の場所 秋田市山王四丁目一番一号 県庁本庁舎七階七十一会議室
- 三 被聴聞者の住所及び氏名

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第四十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、横手市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十年一月十八日

- 一 縦覧に供すべき図書 秋田県知事 寺 田 典 城
- 横手都市計画市街地再開発事業(横手駅東口第一地区)の変

更の総括図、計画図及び計画書

二 縦覧場所 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第四十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成二十年一月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- (一) 住所 横手市神明町一番一号
- (二) 朝日綜合株式会社 代表取締役 熊谷 邦夫

秋田県告示第四十三号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、次のとおり公開の聴聞を行うので、同法第六十九条第二項において準用する同法十六條の十五第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十年一月十八日

- 一 聴聞の日時 平成二十年一月二十八日 午前十一時
- 二 聴聞の場所 秋田市山王四丁目一番一号 県庁本庁舎七階七十一会議室
- 三 被聴聞者の住所及び氏名
- (一) 住所 秋田市横森五丁目一番二十六号 スカイハイツカマ だ二〇三号
- (二) 小田島 弘樹

秋田県知事 寺 田 典 城

公 告

平成二十年一月四日県営土地改良事業(井川東部地区全工区ほ場整備事業)の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二十項の規定において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成二十年一月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、仙北郡中仙町清水北部土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成二十年一月十八日

- 一 退任理事の住所及び氏名 秋田県知事 寺 田 典 城
- 大仙市清水字下黒土千八十六番地 高島 良市

ページ	段	行	誤	正
五	下	八	<p>平成二十年一月八日(第千九百四十二号)掲載の監査委員公告(原稿誤り)</p> <p>平成二十年一月八日(第千九百四十二号)掲載の監査委員公告</p> <p>終わりがから 平成19年1月8日 平成20年1月8日</p>	<p>正 誤</p> <p>秋田県知事 寺田典城</p> <p>大仙市清水字金鑑二百六十四番地 " " 下黒土二百二十二番地 " " 長野字神林八十一番地 清水字上黒土九百十五番地 " " 上黒土二百四十番地 " " 上黒土二百三十番地 " " 上黒土二百九十一番地 " " 金鑑十三番地 " " 下黒土五百六十番地 " " 下黒土千二百三十四番地</p> <p>二 就任理事の住所及び氏名 大仙市清水字下黒土千八十六番地 " " 金鑑二百六十四番地 " " 下黒土二百二十二番地 " " 長野字神林八十一番地 清水字上黒土百三十番地 " " 上黒土二百四番地 " " 上黒土二百九十一番地 " " 上黒土九百十五番地 " " 金鑑十三番地 " " 下黒土千二百三十四番地 " " 下黒土五百六十番地</p> <p>明平 吉芳 草薨 俊男 柴田 清光 伊藤 圀彦 伊藤 豊治 田口 力也 大島清三郎 高橋 英龍 鈴木 浩之 高橋 弘文</p> <p>明平 吉芳 草薨 俊男 柴田 清光 伊藤 圀彦 伊藤 豊治 田口 力也 大島清三郎 高橋 英龍 鈴木 浩之 高橋 弘文</p> <p>高島 良市 明平 吉芳 草薨 俊男 柴田 清光 伊藤 豊治 田口 力也 大島清三郎 高橋 英龍 鈴木 浩之 高橋 弘文</p> <p>高島 良市 明平 吉芳 草薨 俊男 柴田 清光 伊藤 豊治 田口 力也 大島清三郎 高橋 英龍 鈴木 浩之 高橋 弘文</p> <p>高島 良市 明平 吉芳 草薨 俊男 柴田 清光 伊藤 豊治 田口 力也 大島清三郎 高橋 英龍 鈴木 浩之 高橋 弘文</p>

発行者 秋田県
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862 8766 FAX 863 0005
Email: matsubara@natsubaransu.co.jp